

## 飼料及び飼料添加物の製造業者・販売業者の皆さまへ

### 1. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、飼料安全法）に基づき、下記に該当する場合は農林水産大臣又は県知事に届出が必要です。

**飼料製造業者**・飼料となり得るものとして認識して、反覆継続する意思をもって製造・販売（不特定又は多数の者に対する無償での譲渡等を含む）する者  
※ 自社製造品を販売する場合は、販売業者届は不要です。  
自社製造品以外の商品を仕入れて販売する場合は飼料販売業者届が必要となります。

**飼料販売業者**・飼料となり得るものとして認識して、反覆継続する意思をもって販売（不特定又は多数の者に対する無償での譲渡等を含む）する者

### 2. 届出の概要（飼料安全法第50条）は以下のとおりです。

区分	届出期限	届出先	届出内容
飼料製造業者 (第50条1項)	事業を開始する 2週間前	農林水産大臣 (県知事経由)	1. 氏名及び住所 2. 飼料を製造する事業場の名称及び所在地 3. 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地 4. 製造に係る飼料の種類 5. 飼料の製造の開始年月日 6. 製造する飼料の原料又は種類 7. 飼料を製造する施設の概要
飼料販売業者 (第50条2項)		県知事	1. 氏名及び住所 2. 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地 3. 販売に係る飼料の種類 4. 飼料販売の開始年月日

※ 届出内容を確認するために、内容の分かる書類の提出を依頼することがあります。

※ 届出内容に変更があった場合は、届出事項変更届が必要となります。

#### (1) 届出に押印する場合の提出方法

- ・ 郵送または持参にて提出してください。
- ・ 修正があった際の差し替えの機会を最小限にするため、可能であれば上部余白に捨印をお願いします。捨印がない場合は軽微な修正であっても差し替えをお願いすることになります。

#### (2) 届出に押印しない場合の提出方法

- ・ 原則メールで提出してください。
- ・ メールでの提出時に、以下についてメール本文に記入してください。
  - ア) (個人の場合)本人による届出である旨 (法人の場合)代表者が法人の構成員である旨
  - イ) 担当部署連絡先及び担当者名
  - ウ) 押印なしでの正式な提出に間違いのない旨
  - エ) 届出内容について法人内で了解されていること (法人の場合)

※ 届出様式・記入例は、FAMIC HPにございます (県HPにもリンクございます)。

### 3. 飼料安全法第70条2項において罰則が規定されています。

飼料安全法には「届出(変更届含む)をせず、又は虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金に処する。」と規定されています。飼料製造業者・飼料販売業者は、必ず届出を行ってください。

# 飼料及び飼料添加物の製造業者・販売業者の皆さまへ

## 4. 食品製造事業者が食品残さを販売する場合も届出が必要となります。

- (1) 食品製造事業者が「食品製造副産物」（食品製造ラインから得られる副産物をいう）を飼料として販売する場合は、食品の製造と併せて飼料の製造を行っているものとして飼料製造業者届が必要となります。  
例)おからを飼料として販売・有償譲渡する豆腐製造業者
- (2) 食品製造事業者が、「余剰食品」（出荷されなかった在庫品及び返品された食品）を加工（乾燥、粉碎、混合等という）し、飼料（原料）として販売する場合は飼料製造業者届が必要となります。
- (3) (2) の場合であって、加工せずに畜産農家、エコフィード業者に販売する場合は飼料販売業者届が必要となります。  
例) 厨芥を飼料として販売する・無償譲渡するレストラン

## 5. 届出事項変更届について

届出事項に変更がある場合には、変更後1ヶ月以内に届出なければなりません。

※ 届出を紛失する等で、最新の届出内容が不明な場合は下記の問い合わせ先に確認してください。

※ 届出内容を確認するために、内容の分かる書類の提出を依頼することがあります。

### 届出事項変更届が必要となる場面の例

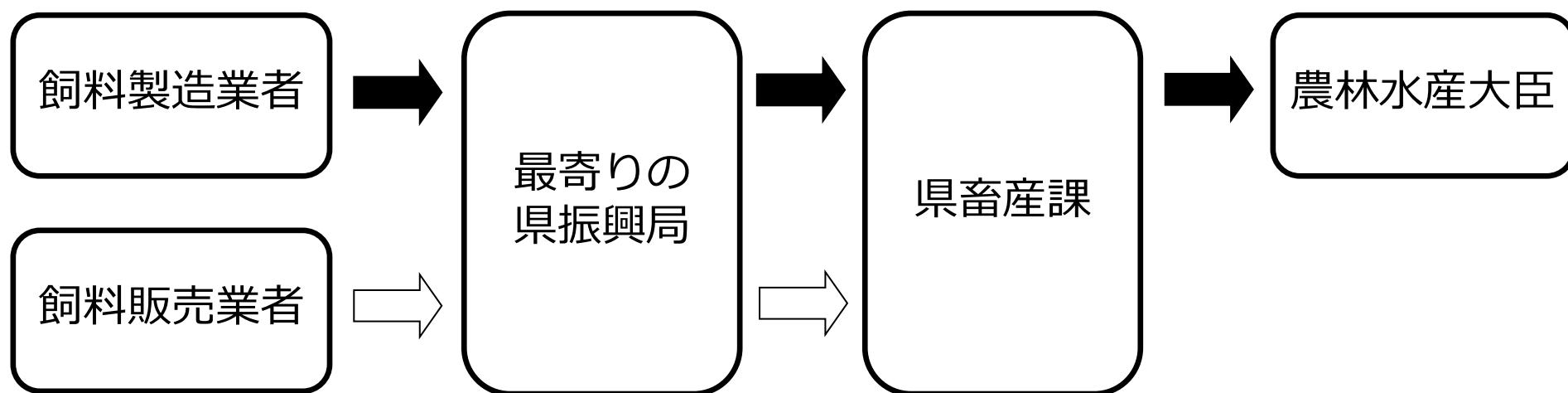
- ・代表者の変更、本社移転（氏名及び住所の変更）
- ・販売店舗の統廃合（販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地の変更）
- ・飼料の種類追加（届出は、製品毎ごとではなく飼料の種類毎に必要です）

## 6. 事業廃止届について

事業を廃止した場合には、廃止後1ヶ月以内に届出なければなりません。

※ 事業廃止届が提出されない場合は、飼料事業を継続しているものとみなされます。

## 7. 各種届出の手順は下記のとおりです。



不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先に連絡をお願いします。

### 【問い合わせ先】

機 関 名	所 在 地	連絡先(TEL)
県央振興局 農業企画課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	0957-22-0389
島原振興局 農業企画課	〒855-0835 島原市西八幡町8509-2	0957-62-3610
県北振興局 農業企画課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80	0956-41-2033
五島振興局 農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	0959-72-5115
壱岐振興局 農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7	0920-45-3038
対馬振興局 農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-4011
県畜産課	〒850-8570 長崎市尾上町3-1	095-895-2954